

香川県廃棄物処理計画（次期計画）の骨子（案）

1 計画の趣旨等

(1) 計画の趣旨

- 天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、循環型社会形成推進基本法をはじめ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）など各種リサイクル等の法的基盤整備が行われるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の数次にわたる改正が行われてきた。
- 持続的かつ発展的な社会経済システムを構築するためには、これまで形成された大量生産・大量消費型かつワンウェイ型のライフスタイルから、循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図ることが必要である。
- これらのことを踏まえて、県では3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））と廃棄物の適正処理の推進に取り組んできたところであるが、今後とも現在の取組みを継続するとともに、これまでリサイクルに比べ優先順位が高いものの、取組みが遅れている2R（リデュース、リユース）に重点的に取り組む必要がある。
- 本計画は、廃棄物処理法の改正や国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（国の基本方針）を踏まえて、平成28年度以降の本県の廃棄物行政を総合的かつ計画的に推進するために策定する。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づき策定が義務付けられたものであり、同法第5条の2に基づく国の基本方針に即して策定する。

また、香川県環境基本条例（平成7年条例第4号）に基づく『香川県環境基本計画』の個別計画の一つであり、県政運営の基本指針である『香川県次期総合計画』の部門計画として位置づける。

(3) 計画の期間

計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とする。

(4) 対象とする廃棄物

廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物（一般廃棄物（し尿を除く）及び産業廃棄物）とする。

2 基本的な考え方

(1) 香川県が目指す「循環型社会」の方向性と基本目標

- 香川県廃棄物処理計画は、香川県環境基本計画の個別計画であり、環境基本計画で定める資源循環分野の基本目標を本計画の基本目標として設定する。
- 循環型社会形成推進基本法において『循環型社会』とは、①製品等が廃棄物等になることが抑制され、次に、循環資源となったものについては環境負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用、④熱回収の順に可能な限り循環的に利用し、こうした発生抑制及び循環的利用を促進した上で、なお循環的利用が行われないものについては、⑤適正な処分が確保され、もって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会とされている。
- 第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）では、基本的な方向を『循環の量に着目した取組みに加えて、質にも着目した取組みを進める。』とし、2 R の取組みがより進む社会経済システムの構築を推進するとされている。
- 本県においても、2 R にリサイクルを加えた 3 R や廃棄物の適正処理に引き続き取り組むことは、循環型社会へのさらなる発展のためにも、ますます重要となっている。
- 以上のことから、次の基本目標及び施策の柱を設定し、県民、事業者、市町その他関係者との連携・協働のもと、循環型社会の構築に向けた政策を展開するものとする。

基本目標

環境への負荷を低減させる質の高い「循環型社会」の形成

施策の柱

- 2 R（リデュース、リユース）の推進
- リサイクルの推進
- 廃棄物の適正処理の推進

3 環境への負荷を低減させる質の高い「循環型社会」の形成に向けた施策展開

(1) 2Rの推進

① 現状と課題

- 県内の廃棄物の総排出量は、一般廃棄物が33.0万トン（平成25年度実績）、産業廃棄物が243.6万トン（同）であり、平成21年度実績（一般廃棄物：33.9万トン、産業廃棄物：241.3万トン）と比較すると、一般廃棄物は減少（0.9万トン減）し、産業廃棄物は増加（2.3万トン増）している。
- 環境への負荷をできる限り低減するためには、リサイクルに先立って2Rを可能な限り推進することが基本とされなければならないが、県政世論調査によると、リサイクルに対する意識は高いが2Rに関する意識は相対的に低いという結果になっている。
- 一般廃棄物の総排出量は人口減に伴う自然減が今後も続くことが予想されることから、減少傾向で推移するものと考えられるが、排出量の更なる削減のためには、現代において主流となっているワンウェイ容器からリターナブル容器への転換などの容器包装の削減に加え、創意工夫を凝らした普及啓発を行い、生活全体において2Rを押し進めていく必要がある。
- 市町の焼却施設に搬入されるごみのうち、ちゅう芥類（食べ残しなどの食品残さ等）が38%と最も多い（平成25年度実績）ことから、県民の意識改革も含め、食品ロスの削減に取り組む必要がある。
- 産業廃棄物の排出量（平成25年度実績）は、がれき類（全体の39.6%）、動物のふん尿（同25.0%）、汚泥（同21.6%）であり、これら上位3種類で全体の86.2%を占めている。今後は、持続的な経済活動による発展に配慮しつつ総排出量の抑制を目指す必要がある。

② 施策の展開

施策の展開	主な取組み
2Rを意識した3Rの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2Rを意識した3Rの普及啓発 ・ 世代に応じた環境教育・学習の場の確保 ・ 地域でのクリーン作戦への支援 ・ 民間団体との連携
リデュースに向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境にやさしい消費行動の推進 ・ 食品ロスの削減 ・ 生産、流通段階でのリデュース ・ 市町におけるリデュースの促進 ・ 多量排出事業者への啓発
リユースに向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ リユースの促進、リターナブル容器の利用促進等 ・ リユース、リサイクル市場の普及啓発

(2) リサイクルの推進

① 現状と課題

- 県内のリサイクル率（平成 25 年度実績）は、一般廃棄物が 20.1%、産業廃棄物が 70.1%であり、近年は、一般廃棄物は横ばい、産業廃棄物は微増で推移している。平成 21 年度実績（一般廃棄物：20.9%、産業廃棄物：68.4%）と比較すると、一般廃棄物は減少（0.8 ポイント減）し、産業廃棄物は増加（1.7 ポイント増）している。
- 市町における一般廃棄物のリサイクル率は、市町によって大きな差があることから、各市町による創意工夫を凝らした取組みを推進する必要がある。（平成 25 年：最大 30.9%、最小 8.8%）
- 資源ごみの回収についてはスーパー等での店頭回収が県民の利用のしやすさなどから増加していることを踏まえ、市町の回収ルートに限らず、店頭回収や学校等での集団回収など多様な回収ルートの確保について取組みを進める必要がある。
- 焼却施設に搬入されるごみのうち、紙・布類が 27%と多く（平成 25 年度実績）、事業所から出る一般廃棄物のうち紙類が全体の 55%を占めていること（平成 23 年度調査）から、リサイクル可能な紙ごみ等の回収が進むような取組みが必要である。

② 施策の展開

施策の展開	主な取組み
市町におけるリサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町におけるリサイクルの推進 ・紙ごみ等資源ごみのリサイクルの徹底
各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大生産者責任の徹底 ・容器包装リサイクルの推進 ・家電リサイクルの推進 ・建設リサイクルの推進 ・食品リサイクルの推進 ・自動車リサイクルの推進 ・家畜排せつ物等のリサイクルの推進 ・小型家電リサイクルの推進（レアメタルリサイクル） ・多様な回収ルートの確保
循環産業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発等への支援 ・リサイクル施設の整備促進 ・エコタウン事業の推進 ・リユースの促進、リターナブル容器の利用促進等（再掲） ・リユース、リサイクル市場の普及啓発（再掲） ・優良産廃処理業者の育成
リサイクル製品の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル製品等の認定と利用促進 ・グリーン購入の促進 ・再生資材の利用促進

(3) 廃棄物の適正処理の推進

① 現状と課題

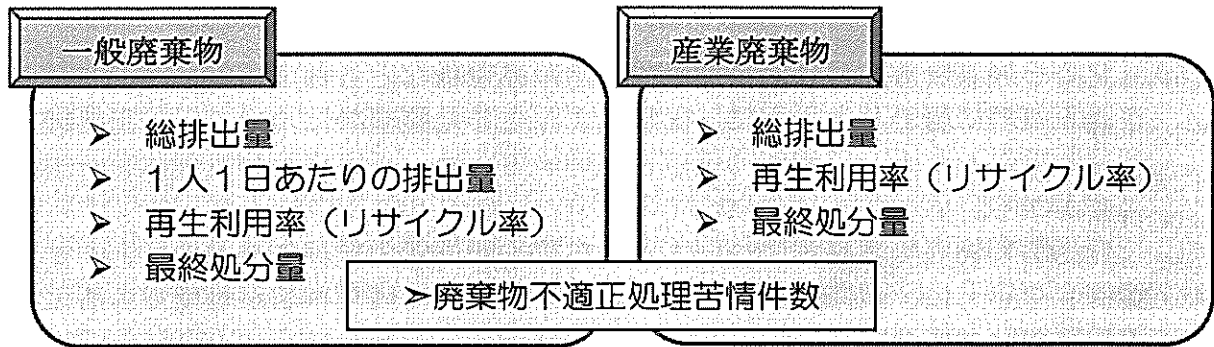
- 不法投棄監視パトロールなどを行ってきた結果、不法投棄の大規模な事例は減少するとともに、不法投棄・野外焼却の県民からの苦情件数は減少したものの、河川、海岸、山間等への不法投棄や野外焼却は後を絶たない状況である。
- 県政世論調査結果によると、廃棄物の不法投棄対策について多くの方が重要と考えている一方、満足している方は少ない結果になっている。
- 廃棄物の適正処理のためには、廃棄物処理施設の整備促進と適切な管理の確保や優良な処理業者の育成を行うとともに、市町や関係機関と連携し、監視指導を一層充実させる必要がある。
- PCB廃棄物等の処理困難廃棄物や海岸漂着物など各種廃棄物については引き続き適正処理に努めるとともに、災害により生じた廃棄物について、適正処理と再生利用を確保した上、円滑かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理体制を構築する必要がある。
- 豊島廃棄物等処理事業については、市町や関係者の理解や協力のもと、安全と環境保全を第一に、調停条項で定められた期限までに廃棄物等が処理できるよう全力で取り組む必要があります。

② 施策の展開

施策の展開	主な取組み
廃棄物処理施設の確保と維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設に対する理解と協力の確保 ・ 一般廃棄物処理施設の確保と維持管理 ・ 産業廃棄物処理施設の確保と維持管理 ・ 廃止した廃棄物処理施設の適正管理
監視指導体制の拡充・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者に対する監視指導 ・ 処理業者、処理施設に対する監視指導 ・ 市町における廃棄物の監視指導の強化 ・ 県外産廃の搬入規制の継続と適正な循環利用の確保 ・ 不適正処理への対応
廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町における適正処理 ・ 排出事業者及び処理業者の適正処理の徹底 ・ 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築 ・ 優良産廃処理業者認定制度の周知 ・ 感染性廃棄物の適正処理 ・ アスベスト廃棄物の適正処理 ・ PCB廃棄物の適正処理 ・ 海岸漂着物等の適正処理 ・ 農業生産資材廃棄物、漁業系廃棄物の適正処理
不法投棄や野外焼却対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄されない地域社会の構築 ・ 地域でのクリーン作戦への支援（再掲） ・ 監視、通報体制の充実 ・ 関係機関との連携
豊島廃棄物等処理事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊島廃棄物等処理事業の推進

(4) 数値目標

- 現行計画と同様、一般廃棄物及び産業廃棄物の総排出量、リサイクル率、最終処分量について、平成32年度を目標年次とした数値目標を設定する。
- 一般廃棄物については、人口減少社会の中で総排出量の自然減が今後も続くことが予想されることから、自然減を超える総排出量の削減を目指すため、実質的な削減努力が必要な「1人1日当たりの排出量」を引き続き数値目標として設定する。
- 目標値の設定については、本県の現状値及び推計値、他県の状況、施策の実行による効果等を踏まえて設定する。



4 計画推進のために

(1) 各主体の役割分担

- 県民、事業者、民間団体、国・県・市町などのすべての関係主体は、環境への負荷を低減させる質の高い「循環型社会」の形成を共通の目標として、循環型社会形成推進基本法に規定の責務を踏まえたそれぞれの役割と責任を十分認識したうえで、連携・協働して取り組むことが重要である。

(2) 進行管理

- 各年度毎に数値目標の達成状況を把握・評価し、広く県民に対し情報提供する。
- また、この計画に掲げた施策の進捗状況を検証し、必要に応じ施策や事業の見直しを行いながら、目標の実現を目指す。

次期香川県廃棄物処理計画における目標値（案）

1. 一般廃棄物

(1) 目標

	平成 25 年度（実績）	平成 32 年度（目標）
総排出量	33.0 万トン	29.0 万トン
リサイクル率 （再生利用量）	20.1% (6.6 万トン)	24.0% (7.0 万トン)
最終処分量	3.6 万トン	3.0 万トン
1 人 1 日当たりの排出量	895 g	815 g

(2) 目標設定の考え方

① 総排出量、1 人 1 日当たりの排出量

総排出量については、中間処理施設の施設整備の予定や発生抑制に関する施策（県民、事業者への啓発等）により、目標値を平成 25 年度から 4.0 万トン減の 29.0 万トンを目標とします。

また、1 人 1 日当たりの排出量については、総排出量の目標に合わせて、815g を目標とします。

② リサイクル率（再生利用量）

平成 25 年度実績は、20.1%と前計画の目標である平成 27 年度 24%は達成困難な状況です。

焼却されている紙ごみの資源化や集団回収による資源回収などの各種施策を講じることにより、目標を前計画から据え置き 24%を目標とします。

③ 最終処分量

総排出量が減少し、リサイクル率が向上することを目指し、3.0 万トンを目標とします。

2. 産業廃棄物

(1) 目標

	平成 25 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
総排出量	243.6 万トン	242.0 万トン
リサイクル率 (再生利用量)	70.1% (170.7 万トン)	71.5% (173.0 万トン)
最終処分量	18.1 万トン	17.2 万トン

(2) 目標設定の考え方

① 総排出量

平成 32 年度の総排出量は、245.4 万トンと推計されますが、排出事業者への啓発等を行うことにより、平成 25 年度の実績値から 1.6 万トンの削減を目指し、242.0 万トンを目指します。

② リサイクル率 (再生利用量)

平成 25 年度のリサイクル率は 70.1%となり、前計画の目標値である 70% (平成 27 年度) を達成しました。今後もリサイクル技術や意識の向上に伴って、リサイクル率は微増傾向で推移すると想定されますが、本県のリサイクル率は全国と比較しても高い状況にあり、大幅な増加は厳しい状況です。このため、毎年 0.2 ポイントずつ向上することを目指し、71.5%を目指します。

③ 最終処分量

総排出量が減少し、リサイクル率が向上することを目指し、17.2 万トンを目指します。

3. 一般廃棄物、産業廃棄物共通

(1) 目標

	平成 25 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
廃棄物不適正処理苦情件数	119 件	減少

(2) 目標設定の考え方

① 廃棄物不適正処理苦情件数

廃棄物適正処理の一層の推進を図る必要があることから、県、市町等の取組みを強化することにより苦情件数の減少を目指します。